

# 平成18年度から市県民税に適用される地方税法の改正

市県民税は、市民の皆さんの日常生活に身近な関わりをもつ県や市のいろいろな仕事のための費用を市民の皆さんがその収入に応じて分担していただく税金ですが、このたび、地方分権の推進と地方自治の確立に向けた地方税法の改正により、市県民税の内容が変更になります。

平成18年度（所得17年分）からの主な改正は、市県民税の所得割額の「定率減税」が2分の1になることや、「生計を同一にする妻」に対する均等割の非課税措置が段階的に廃止されます。このほか、今日の少子高齢化社会にあって、納税者の世代間および世代内の税負担を公平にするという観点から、65歳以上の方を対象とした「老年者控除」と「非課税措置」が廃止されます。また、「公的年金等控除額」が改正されます。この改正により、今までは市県民税が非課税だった方が、平成18年度からは課税になることがあります。

## 【平成18年度（所得17年分）の主な改正点】

### 1. 「定率減税」が次のとおり引き下げになります

平成17年度まで	市県民税所得割額の15%相当額（上限4万円）を控除
平成18年度から	市県民税所得割額の7.5%相当額（上限2万円）を控除

### 2. 「生計を同一にする妻」に対する均等割の見直し

市県民税均等割の納税義務を負う夫と「生計を同一にする妻」で夫と同じ市町村に住所を有する方に対する均等割の非課税措置が段階的に廃止となりました。これにより、平成18年度からは所得金額が一定金額（28万円）を超える方は全額課税となります。

平成17年度（1/2に軽減）	市県民税均等割額2,000円 （市民税均等割1,500円 県民税均等割 500円）
平成18年度から（全額課税）	市県民税均等割額 4,000円 （市民税均等割3,000円 県民税均等割 1,000円）

### 3. 「老年者控除」の廃止

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に一律48万円（所得税の場合50万円）の控除が適用されていましたが、平成18年度より廃止されます。

### 4. 65歳以上の「非課税措置」廃止

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得額が125万円（公的年金のみの収入額にすると266万6667円）以下の方については、市県民税は非課税でしたが、平成18年度よりこの非課税措置が廃止されますので、今までは非課税だった方が平成18年度からは課税になる場合があります。

ただし、経過措置として、前年の合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日において65歳以上に達していた方は、次のとおり税額を減額する措置が講じられます。

平成17年度	非課税
平成18年度	市県民税所得割及び均等割の税額の3分の2相当額を減額
平成19年度	市県民税所得割及び均等割の税額の3分の1相当額を減額
平成20年度	全額課税（経過措置なし）

### 5. 65歳以上の「公的年金等控除額」の見直し

65歳以上の方に係る公的年金等控除額が引き下げとなります。なお、公的年金収入額から所得額への算出方法は、下記のとおりとなります。

平成17年度（16年分）まで		平成18年度（17年分）から	
公的年金収入額（A）	雑所得算出式	公的年金収入額（A）	雑所得算出式
260万円未満	(A) - 140万円	330万円未満	(A) - 120万円
260万円以上 460万円未満	(A) × 75% - 75万円	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円
460万円以上 820万円未満	(A) × 85% - 121万円	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円
820万円以上	(A) × 95% - 203万円	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円

**【参考例】 夫と妻の2人家族で公的年金収入のみで下記の場合**

夫: 匠 太郎(67歳) 収入額: 公的年金収入 245万円

控除額: 配偶者控除330,000円 + 基礎控除330,000円 = 合計660,000円

妻: 匠 花子(62歳) 収入なし、太郎(夫)の扶養となっていた。

●参考例1

**【平成17年度(所得16年分)までは】**

(公的年金収入) (公的年金控除額) (雑所得金額)  
 2,450,000円 - 1,400,000円 = 1,050,000円  
 65歳以上で合計所得金額125万円以下により非課税

**【平成18年度(所得17年分)からは】**

(公的年金収入) (公的年金控除額) (雑所得金額)  
 2,450,000円 - 1,200,000円 = 1,250,000円  
 (雑所得金額) (控除額合計) (課税所得額)  
 1,250,000円 - 660,000円 = 590,000円

**所得割額の算出** (課税所得額200万円以下の税率 市3%、県2%)

(課税所得額) (税率) (所得割額)  
 市 ... 590,000円 × 3% = 17,700円  
 県 ... 590,000円 × 2% = 11,800円  
 合計所得割額 29,500円

**定率減税額の算出**

(合計所得割額) (定率減税率) (市県定率減税額)  
 29,500円 × 7.5% = 2,212.5円 ⇒ 2,300円(100円未満の端数切り上げ)  
 (定率減税額) (県・所得割額) (合計所得割額) (県・定率減税額)  
 県 ... 2,300円 × 11,800円 ÷ 29,500円 = 920円 ⇒ 1,000円(100円未満の端数切り上げ)  
 (定率減税額) (県・定率減税額) (市・定率減税額)  
 市 ... 2,300円 - 1,000円 = 1,300円

**定率控除後の所得割額の算出**

(定率控除前の所得割額) (定率減税額) (定率控除後の所得割額)  
 市 ... 17,700円 - 1,300円 = 16,400円  
 県 ... 11,800円 - 1,000円 = 10,800円

**経過措置(平成17年1月1日において65歳以上で、合計所得125万円以下の方)**

平成18年度は、所得割および均等割の税額の3分の2を減額

所得割 市 ... 16,400円 × 2/3 = 10,933.3円  
 16,400円 - 10,933.3円 = 5,466.7円 ⇒ 5,400円(100円未満の端数切り捨て)  
 県 ... 10,800円 × 2/3 = 7,200円  
 10,800円 - 7,200円 = 3,600円  
 均等割 市 ... 3,000円 ⇒ 1,000円 県 ... 1,000円 ⇒ 300円  
 税額 市 ... 5,400円 + 1,000円 = 6,400円  
 県 ... 3,600円 + 300円 = 3,900円

**年税額**

(市民税額) (県民税) (年税額)  
 6,400円 + 3,900円 = 10,300円

●参考例2

公的年金収入	雑所得 ①	所得控除 ②	課税標準 (①-②)	所得割	均等割	経過措置 (2/3減額)	年税額
260万円	140万円	66万円	74万円	課税	課税		38,200円
245万円	125万円	66万円	59万円	課税	課税	適用	10,300円
230万円	110万円	66万円	44万円	課税	課税	適用	8,000円
225万円	105万円	66万円	39万円	非課税※1	課税	適用	1,300円
193.6万円	73.6万円	66万円	7.6万円	非課税	非課税※2		非課税

夫と妻の2人家族である場合、73.6万円以下であれば市県民税は非課税となります。

下記の非課税判定式により計算されます。

<b>所得割の判定 ※1</b>	前年の総所得金額が次の金額以下の方 $\{35万円 \times (1(本人) + 控除対象配偶者および扶養親族の数)\} + 35万円(加算額)$ (本人のみの場合35万円の加算はされません)
<b>均等割の判定 ※2</b>	前年の合計所得金額が次の金額以下の方 $\{28万円 \times (1(本人) + 控除対象配偶者及び扶養親族の数)\} + 17.6万円(加算額)$ (本人のみの場合17.6万円の加算はされません)

●参考例3

匠 太郎さんの場合「公的年金等控除額」の見直しにより、国民健康保険税所得割の算定についても影響があります。

国民健康保険税の医療分所得割算定	
平成17年度まで	(雑所得金額) (基礎控除額) 1,050,000円 - 330,000円 × 税率
平成18年度から	(雑所得金額) (基礎控除額) 1,250,000円 - 330,000円 × 税率